

令和 8 年 6 月から 入院時の食事療養費の負担額が 変わります

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の施設基準を取得しており、管理栄養士の管理による適時【朝食 7：30～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～】適温の給食を提供しております。

国の健康保険法等の規定に基づき、令和 8 年 6 月より、下記の通り入院時食事療養費の負担額が変更となりますのでご了承ください。

所得区分		令和 8 年 5 月まで	令和 8 年 6 月から
69 歳まで	70 歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	1 食 510 円 (1 日 3 食 1,530 円)	1 食 550 円 (1 日 3 食 1,650 円)
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分才	低所得Ⅱ	1 食 240 円 (1 日 3 食 720 円)	1 食 270 円 (1 日 3 食 810 円)
区分才 長期該当	低所得Ⅱ 長期該当	1 食 190 円 (1 日 3 食 570 円)	1 食 220 円 (1 日 3 食 660 円)
	低所得Ⅰ	1 食 110 円 (1 日 3 食 330 円)	1 食 130 円 (1 日 3 食 390 円)
難病患者		1 食 300 円 (1 日 3 食 900 円)	1 食 300 円 変更なし